

駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況の公表について

駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 28 年駿東伊豆消防組合条例第 12 号)に基づき、平成 29 年度における駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。内容については特段の記載がない限り、短時間勤務再任用職員を含み、臨時的任用職員を除くものとします。

1 任用に関する状況

(1) 採用の状況

平成 29 年度	人数
新規採用職員	31 人
再任用職員	8 人

※「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち、改めて採用される職員で、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 の規定により採用される常時勤務職員と、同法第 28 条の 5 の規定により採用される短時間勤務職員があります。

※再任用職員の人数は、派遣元市町で採用され駿東伊豆消防組合へ派遣された職員を含む。

(2) 退職の状況 (H29. 4. 1~H30. 3. 31)

区分	定年退職	自己都合	早期退職	死亡	合計
退職者数	8 人	3 人	1 人	0 人	12 人

※駿東伊豆消防組合への派遣を解除した後、派遣元市町にて退職した者を含む。

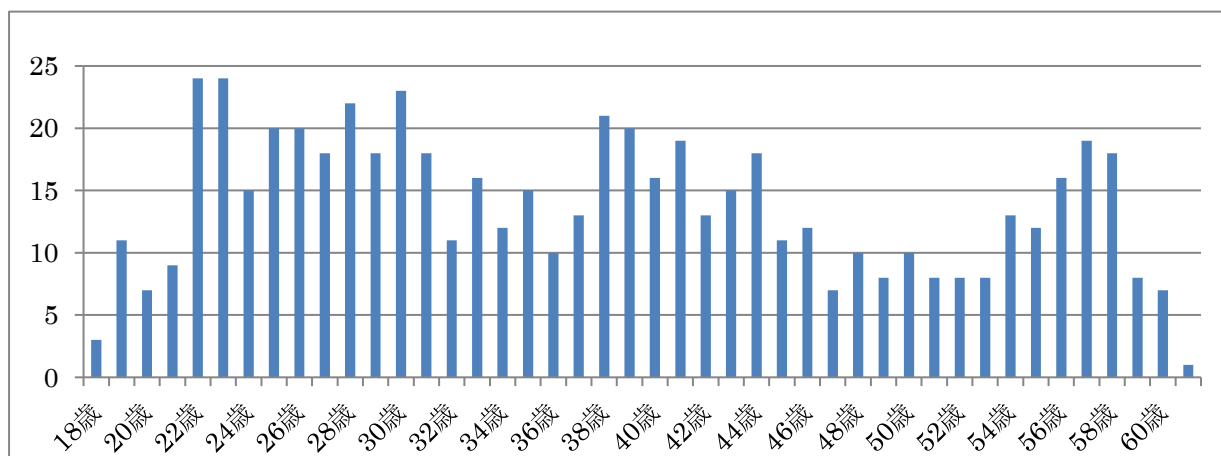
(3) 職員の状況

年齢別職員構成状況・年齢別構成比 (H29. 4. 1)

(単位：人)

区分	条例定数	合計	18 歳	26 歳	31 歳	36 歳	41 歳	46 歳	51 歳	56 歳	61 歳以上
			25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	
人数	609	607	113	101	72	80	76	47	49	68	1

年齢構成比グラフ (参考)



(4) 職員数(署所別)(H29.4.1)

(単位:人)

区分 (条例定数 609人)		合計	消防吏員								事務員		
			小計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長		消防士	
合計		607	603	1	7	23	107	157	147	91	70	4	
消防本部	消防長		1	1	1								
	消防部	消防部長	1	1		1							
		総務課	39	37		1	2	5	8	2		19	2
		予防課	14	14			2	5	5	2			
	警防部	警防部長	1	1		1							
		警防救急課	12	12			3	4	5				
		通信指令課	26	26			2	7	12	5			
第一方面本部消防室		12	12			2	3	4	3				
第1方面	沼津北消防署	沼津北消防署	63	63		1	1	11	11	19	15	5	
		原分署	30	30				6	6	7	10	1	
	沼津南消防署	沼津南消防署	54	54		1	1	10	9	17	9	7	
		静浦分署	18	18				3	3	8	4		
		内浦出張所	9	9					3		3	3	
		大平出張所	9	9					3	1	3	2	
		西浦出張所	9	9					3	4	2		
	戸田出張所	9	9					3	5	1			
	清水町消防署		32	32			1	7	9	9	4	2	
第二方面本部消防室		8	8			1	2	3	2				
第2方面	田方中消防署		43	43		1	1	8	9	12	4	8	
	田方北消防署		46	46			1	7	12	14	10	2	
	田方南消防署	田方南消防署	37	37			1	7	11	8	10		
		西出張所	9	9					4	5			
第三方面本部消防室		9	9			2	3	2	2				
第3方面	伊東消防署	伊東消防署	48	48		1	1	10	11	9	4	12	
		八幡野分署	18	18				3	6	2	5	2	
		宇佐美出張所	9	9					4	3	2		
		吉田出張所	9	9					3	3	1	2	
	東伊豆消防署		28	28			1	6	7	5	4	5	
会計室		4	2			1		1				2	

2 人事評価の状況

人事評価制度は、仕事の成果、職務遂行能力及び業務に対する取り組み状況などを的確に把握し評価することで、適正な人事管理を実施するとともに、職務遂行上の責任感とやる気を促し、職員の能力開発、モチベーションの向上につなげ、組織の活性化及び住民サービスの向上に資するための人材育成などに活用しています。

(1) 制度の概要

各職員(被評価者)が、組織の目標及び標準的職務遂行能力を踏まえて自ら設定した目標の達成度を評価するとともに、5項目の業績の評価及び10項目の能力評価をそれぞれ5段階で評価します。

評価は1人の被評価者に対して、一次評価者と二次評価者の2人が評価し、評価に偏りやルール違反などがある場合には是正を促すなど、公正さを確保しています。

(2) 評価期間

4月1日から翌年3月31日まで

(3) 対象者

臨時職員を除く常勤職員のうち、平成29年度定年退職予定者等を除いた職員

(4) 平成29年度の実施者数

対象者数	591人
実施者数	591人

3 給与の状況

(1) 平成29年度人件費の状況(全体)

住民基本台帳人口 (平成29年4月1日現在)	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)÷(A)
433,060人	5,802,963千円	4,752,658千円	81.9%

(2) 平成29年度給与費の状況(全体)

職員数 (A)	給与費			1人当たり給与費 (B)÷(A)
	給料	手当等	計(B)	
606人	2,188,698千円	1,786,389千円	3,975,087千円	6,560千円

※給与を直接支給しない沼津市派遣の行政職員1人を除く

(3) 手当等の状況(平成29年度実績)

(単位：千円)

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
支給実績	87,512	78,885	33,448	68,296	45,643	127,036	122	61,795
区分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当 組合負担金	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当
支給実績	191,217	21,669	528,863	351,761	61,885	127,644	0	618

(4) 特殊勤務手当について

手当の種類	単価	内容
救急業務手当	1回につき 200円	救急車又は消防車により救急業務に従事した場合に支給される。
救助業務手当	1回につき 200円	救出救助業務に従事した場合に支給される。
夜間業務手当	1回につき 410円	深夜勤務に従事した場合に支給される。
救急救命士手当	1回につき 150円	救急救命士が救急業務に従事した場合に支給される。
潜水作業手当	1時間につき 310円	潜水器具を着用し潜水作業及び訓練に従事した場合に支給される。
火災業務手当	1回につき 200円	火災業務に従事した場合に支給される。
	※特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると認められる場合はその100分の50に相当する額を加えた額を支給	

(5) 期末手当・勤勉手当について

支給期別支給月数			職務上の段階、職務の級等による加算措置
6月	12月	支給月数計	
2.075月分	2.325月分	4.4月分	有

(6) 退職手当について

区分	定年退職 (月分)	応募認定退職 (月分)
勤続20年	25.55625	25.55625
勤続25年	34.5825	34.5825
勤続35年	49.59	49.59
その他加算措置等	制度なし	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)

(7) 職員の初任給の状況

区分	初任給の額
大学卒	195,500円
短大卒	180,000円
高校卒	166,000円

(8) 特別職の報酬の状況

区分	報酬年額
管理者	40,000円
副管理者	34,000円
議長	34,000円
副議長	30,000円
議員	28,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

ア 毎日勤務職員

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8:30	17:15	7時間 45分	38時間 45分

イ 交替制勤務職員

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	夜間勤務時間	1週間の勤務時間 ※
8:30	翌日 8:30	15時間 30分	22:00～翌日 5:00 までを 3交替で勤務	38時間 45分

※ 交替制勤務職員は、3週間で1サイクルとして交替勤務を行い、1週間平均で38時間45分となるように勤務しています。

(2) 主な休暇制度の種類・概要

区分	概要
年次有給休暇	原則、1年につき20日付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができる休暇です。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇です。
介護休暇	親族で負傷、疾病又は老齢等により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇です。

(3) 年次有給休暇の状況（平成29年中）

対象職員数(人) (A)	総取得日数(日) (B)	平均取得日数(日) (B) ÷ (A)
606	4,672	7.7

※対象職員数は、平成29年12月31日に在職していた職員とする。

※総取得日数は、対象職員が平成29年中に取得した年次有給休暇の総数

5 休業、分限及び懲戒処分の状況

(1) 育児休業等の取得状況（平成 29 年度中）

男性職員	0 人
女性職員	1 人

(2) 分限処分及び懲戒処分の状況（平成 29 年度中）

区分	種類	人数	内容
分限処分	免職	0 人	勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合や、その職に必要な適正を欠く場合など、その職員の意に反して行われる処分です。
	休職	1 人	
	降任	0 人	
	降給	0 人	
懲戒処分	免職	0 人	法令違反のほか、職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に科す処分です。
	停職	0 人	
	減給	0 人	
	戒告	0 人	

6 服務の状況（平成 29 年度中）

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。

ただし、研修を受ける場合や厚生事業等に参加する場合などは、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除される場合があります。

また、職員は任命権者の許可を得なければ、営利企業等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事をしたりしてはならないとされています。

区分	件数
職務専念義務免除の状況	11 件
営利企業等従事許可の状況	8 件

7 退職管理の状況（平成 29 年度中）

退職管理の実施状況について

地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項に規定されている職員の退職管理の適正の確保について、駿東伊豆消防組合の退職管理に関する条例（平成 28 年駿東伊豆消防組合条例第 20 号）及び同規則に定め、離職前に課長職以上に就いていた職員に対し、離職後 2 年間、営利企業等に就職した情報の届け出を義務付けております。

これは退職者が営利企業に再就職した場合、再就職先である営利企業等と地方公共団体との間の契約事務について、離職後 2 年間、離職前 5 年間の職務に関して、現職員に働きかけることを規制するため行うものです。

区分	件数
届出件数	0 件

8 研修の状況（平成 29 年度中）

研 修 概 要		人員(人)
消防大学校研修	上級幹部科	1
	幹部科	4
	予防科	2
	救助科	1
	査察マネジメントコース	1
	高度救助・特別高度救助コース	1
	NBC コース	1
県消防学校研修	初任教育 初任科	30
	救急科	8
	救助科	3
	水難救助科	6
	警防科	3
	火災調査科	3
	予防査察・危険物科	6
	上級幹部科	1
	中級幹部科	1
	処置拡大追加講習	11
	ビデオ喉頭鏡講習	7
	特別教育 潜水土試験対策講習	6
	合同聴講（予防査察・危険物科、上級幹部科、警防科、救助課）	28
	講師派遣（救助科、救急科、火災調査科、中級幹部科等）	32
救急救命士養成研修	救急救命東京研修所	3
資格取得研修等	潜水土、小型移動式クレーン、小型船舶、衛生管理者、無線従事者等	30
その他人材育成研修等	市町職員広域研修、東部市町合同研修、市町村アカデミー等	141

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業概要

職員の福利厚生制度は、静岡県市町村職員共済組合により実施されており、主に3つの事業を行っています。

事業	概要
短期給付事業	病気、怪我、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に必要な給付を行います。
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金の受付審査を行います。
福祉事業	疾病予防・健康保持増進に関する事業や住宅資金等の貸し付けなどを実施します。

(2) 公務災害、通勤災害の状況（平成29年度中）

区分	認定件数
公務災害	10件
通勤災害	1件

(3) 健康管理（平成29年度中）

職員の疾病の早期発見・予防指導のために、全職員を対象に定期健康診断、VDT作業従事者に対する検眼、B型肝炎及び破傷風の予防接種などを行いました。

また、職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックを実施し、高ストレス状態の職員で希望する者に対しては、産業医との面談を実施しました。

区分	健康診断				予防接種		ストレスチェック
	定期	特定事業	高気圧業務	VDT作業	破傷風	B型肝炎	
受診者	593人	489人	28人	119人	述べ211人	述べ66人	518人

10 等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとの職員数の状況

(1) 消防職員の状況（H29.4.1）

	職制上の段階	職名	基準となる職	人数(人)	割合(%)
消防吏員	消防正監	消防長	消防長	1	0.2
	消防監	消防次長、部長、方面本部長、参事、消防署長	部長	7	1.2
	消防司令長	課長、副参事、消防署長	課長	23	3.8
	消防司令	課長補佐、室長、副室長、主幹、消防副署長、救急ワークステーション所長、分署長、当直司令、統括指導官	課長補佐	107	17.7
	消防司令補	係長、主査、出張所長	係長	157	26.0
	消防士長	係員、所員	主任	147	24.3
	消防副士長	係員、所員	係員	91	15.0
	消防士			70	11.5
	事務員	係員	係員	2	0.3
合計				605	100.0

(2) 級別職員数等の状況 (H29. 4. 1)

ア 駿東伊豆消防組合 (消防職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
階級	消防士	副士長	士長	司令補	司令	司令長	消防監	消防正監	
人数 (人)	58	23	38	94	24	7	3	0	247
割合 (%)	23.5	9.3	15.4	38.1	9.7	2.8	1.2	0.0	100.0

イ 駿東伊豆消防組合 (行政職)

区分	1級	2級	3級	計
職	主事補	主事	主任	
人数 (人)	0	0	2	2
割合 (%)	0.0	0.0	100.0	100.0

ウ 沼津市 (行政職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
階級	消防士	副士長	士長	士長	司令補	司令	司令長	消防監	消防正監	
人数 (人)	10	40	58	16	45	47	11	2	1	230
割合 (%)	4.3	17.4	25.2	7.0	19.6	20.4	4.8	0.9	0.4	100.0

エ 伊東市 (行政職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
階級	消防士 副士長 士長	士長 司令補	士長 司令補	司令 司令補	司令長	消防監	
人数 (人)	20	24	19	26	3	2	94
割合 (%)	21.3	25.5	20.2	27.7	3.2	2.1	100.0

オ 東伊豆町 (行政職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
階級	消防士	士長 副士長	司令補	司令 司令補	司令	司令長	
人数 (人)	6	3	5	12	4	2	32
割合 (%)	18.8	9.4	15.6	37.5	12.5	6.2	100.0